

研究成果有体物提供契約書

学校法人早稲田大学(以下、「甲」という。))と、(以下、「乙」という。))は、乙の行う学術的研究のために使用する目的で甲の研究成果有体物を乙に提供するにあたって、次のとおり契約を締結する。

第1条 (目的)

本契約は、乙の行う学術的研究のために使用する目的で甲の研究成果有体物を乙に提供し、学術の発展に寄与し、また研究成果有体物及び研究成果有体物から派生する成果の取扱いについて定め、以て研究成果有体物の適正な管理を行うことを目的とする。

第2条 (定義)

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 研究成果有体物 学術的価値又は財産的価値のある材料及び試料(試薬、新材料、土壌、岩石、植物新品種、実験動物、細胞株、微生物株、ウイルス株、核酸、タンパク質等の生体成分及び当該物の誘導体等並びにそれらを含む固形物、溶液、体液等をいう。)、化学物質、試作品、モデル品等並びに関連する情報を記録した紙その他の媒体等であつて次のいずれかに該当するものをいう。

ア 研究等の際に創作又は取得されたものであつて、研究等の目的を達成したことを示すもの。

イ 研究等の際に創作又は取得されたものであつて、アに定めるものを得るために利用されるもの。

ウ アまたはイに定めるものを創作又は取得する際に派生して創作又は取得されたもの。

二 提供 研究成果有体物を学外機関において使用させるために譲渡又は貸与することをいう。

第3条 (研究成果有体物)

甲は、乙に対し、次の研究成果有体物を提供する。

①名称

②提供数量

③使用目的

④提供形態

⑤甲に属する提供者の役職・氏名

⑥乙に属する受入者の役職・氏名

2 研究成果有体物が増殖・繁殖可能なものであるときは、その子孫・増殖物、派生物も研究成果有体物とみなすものとする。

第4条 (提供)

甲は、乙に対し、本契約締結後速やかに研究成果有体物を引き渡す。

2 乙は、研究成果有体物を受領したときは、甲に対し、速やかに受領書を交付しなければならない。

3 研究成果有体物に関する著作権、産業財産権をはじめとする一切の知的財産権は甲に帰属し、本契約に明示して定める事項を除き、本契約の如何なる定めも研究成果有体物に関する権利の移転及び許諾を意味するものではない。

第5条 (乙の義務)

乙は、研究成果有体物を第3条第1項③に定める学術的研究の目的にのみ使用しなければならないが、他の如何なる目的にも使用してはならない。

2 乙は、研究成果有体物を善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、かつ、効率的に使用するよう努めなければならない。また、乙は、諸法令、国又は公的機関の定める規制、及び公序良俗に従つて研究成果有体物を取り扱わなければならない。

3 乙は、研究成果有体物が学術的研究を目的としたものであり、その特性等につき全てが確認されているわけではないことを承知し、その取扱いについて慎重かつ十分な配慮を行わなければならない。

4 乙は、研究成果有体物につき改造等により現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

5 乙は、研究成果有体物の維持、修理、改造、処分及び返還に要する費用を全て負担しなければならない。

6 乙は、研究成果有体物を転貸し、譲渡し、又は担保に供してはならない。

7 乙は、研究成果有体物を指定された下記の場所以外では使用してはならない。ただし、提供期間内にやむを得ない事由により使用場所を変更する必要があるときは、事前に理由書を添えて甲の承諾を得なければならない。

【指定使用場所:

8 乙は、研究成果有体物を使用して得られた成果を論文、学会等で発表、公表するときは、事前に第3条第1項⑤の甲に属する提供者の承諾を得なければならない。

9 乙は、研究成果有体物を用いて研究する者が第3条第1項⑥の乙に属する受入者以外の者(受入者の所属する研究室の学生等は除く。)を参加させるときは、事前に甲提供者の承諾を得なければならない。

10 乙は、研究成果有体物を人に対して使用してはならない。

11 乙は、研究成果有体物、研究成果有体物から乙が創出した新たな研究成果有体物及び研究成果有体物に変更を加えることによって得られたもので研究成果有体物の主要な要素を備えたものを、甲の事前の書面による承諾なしに第三者に移転してはならない。

第6条（研究成果有体物の処分）

乙は、第3条第1項③の使用目的による研究成果有体物の使用が終了したとき又は本契約が終了（終了事由の如何を問わない）したときは、機密性の保持及び安全性の確保に十分に配慮した方法で、研究成果有体物を乙の費用及び責任にて処分又は甲に返還しなければならない。

ただし、研究成果有体物の情報については、甲の指示に基づき、当該情報が含まれる書類・図面・写真・磁気テープ・フロッピーディスク等を廃棄又は甲に返還しなければならない。

第7条（指示・返還）

甲は、乙に対し、研究成果有体物の維持、管理、処分及び返還に関して必要な指示をすることができる。

2 乙が本契約に違反したとき又は甲が特に必要と認めるときは、甲は、乙に対し、速やかに研究成果有体物を返還するよう指示することができ、乙は、この指示に従い直ちに返還しなければならない。

第8条（亡失・損傷）

乙は、研究成果有体物を亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を甲に提出し、甲の指示に従わなければならない。この場合において、その原因が天災、火災又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実及び理由を証する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付しなければならない。

第9条（甲の調査・指示）

甲は、研究成果有体物の乙による利用について、乙に対して、随時に実地調査し、又は所要の報告を求めることができる。

第10条（秘密保持）

乙は、甲から提供又は開示された研究成果有体物の情報については、これを第三者に開示し、又は漏洩させてはならない。

ただし、次のいずれかに該当する情報については、研究成果有体物の情報から除外する。

- 一 甲から提供又は開示の時点で、既に公知であるもの
- 二 甲からの提供又は開示後に第三者の公表により、又は乙の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの
- 三 甲から提供又は開示の時点で、既に自己の所有に属するもので、書面でこれを証明できるもの
- 四 自己が単独で開発した事項で、かかる事実を自ら立証できる事項
- 五 甲の文書による承諾を得た事項

2 前項の有効期間は、第4条により乙が研究成果有体物を受領したときから、年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

第11条（新成果創出の取扱）

乙は、研究成果有体物を使用して新たな研究成果が生じたときは、直ちにその内容の詳細を甲に報告し、その取扱いについて甲と協議しなければならない。

2 乙は、前項の新たな研究成果を営利目的に利用しようとするときは、直ちにその内容の詳細を甲に報告し、その利用に関する対価等の取扱いについて甲と協議しなければならない。

第12条（甲の非保証・免責）

研究成果有体物は、研究の過程において生み出された実験的・学術的性質を有するものであり、明示・黙示を問わず一切の保証がなされない。甲は、乙による研究成果有体物の利用が第三者の著作権、産業財産権をはじめとする一切の知的財産権を侵害しない旨の保証をせず、かつ、商品性又は特定目的への適合性の保証をしない。また、甲は、乙による研究成果有体物の使用・保有によって発生した如何なる結果・損害についても一切その責任を負担せず、かつ、如何なる損害賠償義務（直接、間接損害を問わない。）も負担しない。

第13条（解除）

甲及び乙は、相手方が本契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間催告した上、本契約を解除することができる。

第14条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より までとする。

第15条（協議）

本契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

第16条（準拠法・管轄）

本契約は、日本法を準拠法とし、日本国の法律にしたがって解釈されるものとし、本契約から発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上のとおり合意したので、本契約書正本2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

〒162-0041
東京都新宿区早稲田鶴巻町 513
甲 学校法人早稲田大学
リサーチイノベーションセンター
統括所長 若尾 真治

〒 -

乙